

2026 年 10 月 1 日

新設分割に係る事後開示書類

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

千葉県船橋市西船四丁目 19 番 3 号
株式会社フューチャーリンクネットワーク
代表取締役 石井 丈晴

千葉県船橋市西船四丁目 19 番 3 号
株式会社フューチャーリンクローカルサポート
代表取締役 岡田 亮介

株式会社フューチャーリンクネットワーク（以下「当社」といいます。）は、2026 年 8 月 24 日付新設分割計画書に基づき、2026 年 10 月 1 日をもって、当社が有するふるさと納税事業（以下「本対象事業」といいます。）に関する権利義務を、新たに設立する株式会社フューチャーリンクローカルサポート（以下「新会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を行いました。

当社が、本分割に関して会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条の定めるところにより開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 本分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 209 条第 1 号）
2026 年 10 月 1 日
2. 会社法第 805 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 209 条第 2 号）
本分割は、会社法第 805 条に基づく簡易新設分割に該当し、新設分割計画について株主総会の承認を要しないため、会社法第 805 条の 2 ただし書の規定により、同条に基づく差止請求は認められません。
3. 会社法第 806 条及び第 808 条の規定並びに第 810 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 209 条第 3 号）

(1) 反対株主の株式買取請求手続

本分割は、会社法第 805 条に基づく簡易新設分割に該当し、同法第 806 条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(2) 新株予約権買取請求手続

本分割において、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 債権者異議手続

本分割において、会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項並びに当社定款第 5 条に基づき、2026 年 8 月 28 日付の官報及び電子公告にて債権者に対する公告を行いました。が、会社法第 810 条第 1 項に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本分割により新会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新会社は、当社より、2026 年 10 月 1 日をもって、当社のふるさと納税事業に関して有する権利義務を承継しました。

5. その他本分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

該当事項はありません。

以 上